

令和8年度 保育所等入所案内



来庁相談窓口のお知らせ

保育所等の入所に関する窓口相談について、混雑解消のため、事前に「鳥取市子育て予約システムサービス」での予約をお勧めします。毎月1日から翌月分の予約が可能です。

ご予約は、下記二次元コードから行ってください。

※予約なしでお越しの場合、窓口の状況によってはお待ちいただくことがあります。

※スマートフォン等での窓口予約が難しい方は、幼児保育課にお問い合わせください。

【二次元コード】 【URL】



<https://tottori.city-ca.jp/citizen/menu/abf81fe7-28a0-4747-8dd3-4a828664cdbd>

【窓 口】

鳥取市富安2丁目138-4 鳥取市役所 駅南庁舎1階4番窓口

鳥取市ホームページ二次元コード



入所申込について



各園の空き状況について



保育ができないことを
証明する書類について
(証明書等のダウンロードはこちら)

申込受付期間

※申込期間を過ぎてからの申し込みはできません。

◆4月1日の入所申込

	申込期間	結果通知
1次申込	令和7年10月14日（火）～令和7年11月5日（水）	12月末
2次申込	令和7年12月1日（月）～令和8年1月7日（水）	2月中旬

◆4月2日以降の入所申込

入所希望月	申込期間	結果通知
4月2～30日	令和8年2月2日（月）～令和8年2月17日（火）	入所希望月の 前月10日までに 郵送または電話で お知らせします。 ※希望する保育所 等に入所ができな い場合は、入所希 望月の前々月中に 電話します。
5月	令和8年2月18日（水）～令和8年3月17日（火）	
6月	令和8年3月18日（水）～令和8年4月16日（木）	
7月	令和8年4月17日（金）～令和8年5月17日（日）	
8月	令和8年5月18日（月）～令和8年6月17日（水）	
9月	令和8年6月18日（木）～令和8年7月16日（木）	
10月	令和8年7月17日（金）～令和8年8月17日（月）	
11月	令和8年8月18日（火）～令和8年9月15日（火）	
12月	令和8年9月16日（水）～令和8年10月15日（木）	
1月	令和8年10月16日（金）～令和8年11月17日（火）	
2月	令和8年11月18日（水）～令和8年12月16日（水）	
3月	令和8年12月17日（木）～令和9年1月17日（日）	

※入所希望月の申込締切日以後に、出生の手続きをしたお子様の入所申込については、ご相談ください。

※育児休業中でならし保育を希望される方は、復帰日が属する月の申込期間中に申請してください。

（例：6月1日復帰で5月27日入所希望 → 申込期日は4月16日【6月調整】）

ならし保育については、5ページをご覧ください。

令和 8 年度の年齢別クラス

令和 8 年 4 月 1 日時点での年齢が基準となり、クラスが決まります。

(例) 令和 7 年 7 月 7 日生まれの児童は、1 歳の誕生日を迎えても

令和 8 年度内 (令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月) は、0 歳児クラスです。

対象年齢 (クラス)	児 童 生 年 月 日
0 歳児	令和 7 年 4 月 2 日 ～
1 歳児	令和 6 年 4 月 2 日 ～ 令和 7 年 4 月 1 日
2 歳児	令和 5 年 4 月 2 日 ～ 令和 6 年 4 月 1 日
3 歳児	令和 4 年 4 月 2 日 ～ 令和 5 年 4 月 1 日
4 歳児	令和 3 年 4 月 2 日 ～ 令和 4 年 4 月 1 日
5 歳児	令和 2 年 4 月 2 日 ～ 令和 3 年 4 月 1 日

保育所へ入所できる基準 (保育が必要な理由)

鳥取市内にお住まいの方 (転入予定も含む) で、保護者等が次の事項のいずれかに該当しなければなりません。
※入所には、市内に居住・住民登録している必要があります。

	事 由	内 容	認定期間
1	就労	<u>月 64 時間以上</u> の就労を常態としている場合	最長で小学校就学前まで
2	妊娠・出産	母親が妊娠中又は出産後間もない期間にある場合	<u>出産予定日の 8 週間前の日の月初めから、出産日から 8 週間経過する日の月末まで</u>
3	障がい	保護者が精神又は身体等に障がいを有している場合	最長で小学校就学前まで
4	疾病又は負傷	保護者が疾病又は負傷している場合	療養の必要がなくなるまで
5	介護・看護	長期にわたり疾病の常態にある、又は精神もしくは身体等に障がいを有する同居家族を介護する場合	看護・介護の必要がなくなるまで
6	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	災害復旧が終了するまで
7	求職活動	保護者等が求職中の場合 (起業準備を含む)	<u>入所後 90 日後の月末まで</u>
8	就学	保護者が大学・職業訓練校等に在学 (<u>月 64 時間以上</u> の就学) している場合	卒業月の月末まで
9	その他	上記に類する状態にあると市長が認める場合	—

保育の必要性の認定について

保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用を希望する場合は、**保育の必要性の認定(2号・3号)**を受けていただく必要があります。認定申請をしていただき、認定された場合は「支給認定証」を交付しますので、大切に保管して下さい。

① 認定区分

認定区分	対象となる子ども	利用する施設	申込先
1号認定 (教育時間認定)	3～5歳で幼稚園など教育を希望する子ども	幼稚園、認定こども園	利用希望施設 に紙で申請
2号認定 (保育認定)	3～5歳で保護者が「保育を必要とする事由」 に該当し、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園	鳥取市に 電子で申請 (とっとり電子 申請サービス)
3号認定 (保育認定)	0～2歳で保護者が「保育を必要とする事由」 に該当し、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園 (幼稚園型を除く)、 地域型保育事業	

② 保育必要量（利用可能時間） 利用できる時間を、下記のいずれかに認定します。

保育必要量	保育が必要な理由
保育標準時間	- 就労、就学（月120時間以上） - 妊娠、出産 - 疾病、障がい、介護 - 災害復旧 - その他（市長が認める場合） など
保育短時間 ※1日8時間（8:30～16:30） の利用可能時間帯で利用可能 ※延長保育を別途利用可能	- 就労、就学（月64時間以上120時間未満） - 求職活動 - 育児休業（育児休業を理由とした新規入所申込みはできません） - その他（市長が認める場合） など

利用可能時間帯のイメージ



① 保育標準時間（開所時間が7:00～19:00の場合）

7:00	18:00	19:00
保育標準時間の利用可能時間帯＝通常開所時間（11時間）		延長保育 A

② 保育短時間（開所時間が7:00～19:00の場合）

7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
延長保育 B	保育短時間利用可能時間帯 (8時間)		延長保育 C	延長保育 A

※開所時間は施設により異なります。また、延長保育Aを実施していない施設もあります。

※やむを得ない事情のため利用可能時間以外の保育が必要と認められる場合は、延長保育を利用できます。

ただし別途料金が発生します（12ページ参照）。

※就労時間が120時間に満たないため保育短時間の対象となる場合であっても、勤務時間帯の関係から上記の保育短時間利用可能時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合等(例えば、勤務時間が9:00～17:00の場合等)は、保育標準時間として認定します。あらかじめご相談ください。

入所申込みの注意点

- ✧ 保育所等の保育施設は、家庭内で保育ができない保護者に代わってお子様をお預かりすることを目的とした児童福祉施設です。幼児教育を受けさせたい、集団生活に慣れさせたいなどといった理由では入所の要件を満たしません。
- ✧ 入所希望日が出産予定日（又は出産日）を基準として計算し、産前 8 週・産後 8 週に該当する場合、他の事由があっても「妊娠・出産」の事由での申込みとなります。
- ✧ 育児休業中の方は休業の期間中「家庭で保育ができる」として扱うため、保育所等に預けることはできません。預けることができるのは、仕事復帰日からとなります（ただし保育をご希望の場合は、下記をご覧ください）。
- ✧ 添付書類等に不備がある場合は、必要な書類が揃うまで受理できません。申込みをする前に 6・7 ページの「申込に必要な書類」をご確認いただき、お手元にご用意した上で申込期間中に余裕をもってお申込みください。
- ✧ 入所調整は、指定期日までに提出された書類によって行われます。指定期日時点で書類不備の場合は入所調整の対象になりません。次回以降に再度入所申込みが必要となります。
- ✧ 入所の内定・承諾は申込の受付順ではなく、書類審査や状況調査等により、希望順位や保育の必要性の高い方から順に行います。
- ✧ 定員を超える申込みがある場合には、入所要件を満たしていても希望する保育所等に入所できないことがあります。
- ✧ 郵送・FAX での申込は受付けておりません（市外から転入予定の方もとっとり電子申請サービス（鳥取市）にてお申込みいただけます）。
- ✧ きょうだいの申込みをする場合は、それぞれの児童について申込みが必要です。
（入所を希望する児童 1 人につき 1 回の申込みが必要です。電子申請の場合、1 人目の申込内容をコピーし、きょうだいの申込みに反映させることができます。詳細は、HP の電子申請マニュアルをご参照ください。）
- ✧ 医療的ケアが必要な児童は、電子申請ではなく紙での受付となりますので、事前に幼児保育課または入所希望保育所等にご相談ください。
- ✧ 入所を希望する児童に疾病・障がいがある場合、保育所等での集団生活が可能かどうか担当医師の意見書の提出及び事前の面接を行う場合があります。
- ✧ 希望施設を変更したい場合は、各申込期間中に申込内容を修正していただくか、幼児保育課にお問い合わせください。
- ✧ 提出していただいた書類は、いかなる事情でも返却できません。控えが必要な方は、あらかじめ提出前にコピーをお取りください。

ならし保育について

ならし保育とは、児童が保育所等に慣れるまで通常の時間より短い時間で保育を始めることです。保護者が育児休業復帰や就職により入所を希望される場合は、ならし保育として実際に保育が必要となる日の日曜・祝日を除く 5 日前から入所の希望ができます。ただし、入所希望月が 4 月の場合はならし保育は行いません。また、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

なお、ならし保育の期間も保育料は日割りで計算し、通常どおりお支払いいただきます。ならし保育のお迎えの時間については、内定した保育所等とご相談ください。

申込み方法

電子申請

とっとり電子申請サービス（鳥取市）より申込みしてください。

【二次元コード】



▶電子申請リンク（令和8年度保育所等入所申込）

※電子申請の流れや注意点もこちらでご確認いただけます。

【URL】 <https://www.city.tottori.lg.jp/site/kosodate/4815.html>

※電子申請が完了すると自動応答の受付完了メールが送信されます。

整理番号とパスワードは申請内容を修正する場合に必要となりますので、大切に保管しておいてください。申請内容に不備がある場合、別途幼児保育課より保護者の方へメールでお知らせします。

※証明書類等については、写真またはデータを添付してください。

内容が不鮮明なデータは再提出を依頼する場合があります。添付書類の原本は大切に保管しておいてください。

※電子申請による申込みができない方（日本語を読むことが困難な場合、端末に問題がある場合など）は、幼児保育課にご相談ください。郵送・FAXでの申込みは、受け付けておりません。

申込に必要な書類

1. 子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書
2. 家庭状況調査書
3. 保育所等の利用に関する確認書
4. 保育ができないことを証明する書類

とっとり電子申請サービス（鳥取市）の入力フォームへ入力してください。

※書類のPDFやエクセル等のデータを電子申請へ添付してください。

別紙「保育ができないことを証明する書類について」をご覧ください。

【別紙目次】

就労されている場合	1 ページ
（1）会社、団体等で勤務している方	1 ページ
（2）個人事業主として従事している方（農業含む）	2 ページ
（3）個人事業（農業含む）の協力者として従事している方	3 ページ
（4）内職をしている方	4 ページ
（5）【認定変更の場合のみ】	
育児休業を取得する方・育児休業から復帰する方	4 ページ
出産（予定）の場合	5 ページ
障がいの場合	5 ページ
疾病・負傷の場合	5 ページ
病人等の介護の場合	6 ページ
家庭の災害の場合	7 ページ
就学の場合	7 ページ
求職活動中の場合	7 ページ

保育ができないことを証明する書類について（証明書類等のダウンロードはこちら）



5. マイナンバー関係書類

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行に伴い、認定申請（入所申込み等）を行う際には、個人番号（マイナンバー）の申告が必要となります。

※電子申請では、マイナンバーを確認できる書類を提出できないため、申込方法に応じた申請者（代表保護者）の確認書類等を申込期間中に郵送または窓口にて幼児保育課にご提出ください。郵送により書類等を提出される場合は、個人番号の安全管理のために追跡可能な郵便等を推奨します。

申込方法	必要書類
・マイナンバーカード 読取りありで電子申請	①申請者（代表保護者）のマイナンバーが確認できる書類
・マイナンバーカード 読取りなしで電子申請 ・紙で申請	①マイナンバー申告書 ②申請者（代表保護者）のマイナンバーが確認できる書類 ③申請者（代表保護者）の本人確認書類 ※申請者（代表保護者）以外の方が窓口へ提出する場合は、③に代わり次の書類も必要です。 ④窓口に来られた方の本人確認書類 ⑤申請者（代表保護者）による「委任状」
【マイナンバーが確認できる書類】 ・個人番号（マイナンバー）カード・通知カード・個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し 【本人確認書類】 ・次のうちいずれか1点：マイナンバーカード、運転免許証、顔写真付き公的証明書（パスポート等） ・次のうちいずれか2点：医療保険の資格確認書、年金手帳、顔写真のない公的証明書（住民票の写し等）	

6. その他の書類

※該当する方のみ、書類のPDFやエクセル等のデータを電子申請へ添付してください。

状況	必要書類
育児休業から復帰する場合	育児休業復職誓約書
ひとり親の場合	・児童扶養手当証書のコピー ・ひとり親医療証のコピー ・戸籍謄本の原本 いずれか1つ
離婚調停中の場合 ※ <u>事実婚の方、離婚協議中の方は 該当しません。</u>	離婚調停していることが分かる書類 ※提出できない場合、もしくは住所地が同一の場合、相手の保育ができないことを証明する書類（就労証明書等）が必要となります。
生活保護世帯の場合	生活保護受給証明書
保育士（看護師・准看護師含む）、保育教諭、幼稚園教諭の資格をお持ちで、鳥取市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、預かり保育を実施する幼稚園に就労中又は就労希望の場合 ※鳥取市外の保育所等は除きます。	①資格証・免許状のコピー ②保育所等勤務に関する誓約書 ※②は就労希望の場合のみ

7. 保育料の算定に必要な書類・・・10ページをご覧ください。

※保育料の算定に必要な書類は入所日までにご提出いただければ結構です。

申込みから入所までの流れ（2号・3号認定）



必要な書類の作成

- 入所案内と必要書類は窓口での配布のほか、HPからダウンロードできます。
- ※希望保育所等の見学については、各施設に直接連絡してください。



教育・保育給付認定申請・入所申込み

※郵送・FAXでの申込みはできません

- 認定申請と入所申込みは同時に手続きができます。
- 入所申込に必要な書類を揃えて、申込期間中に申請してください。
- 指定期日までに必要な書類を揃えられない場合は、入所調整の対象になりませんので、ご注意ください。



調査・入所調整

- 指定期日までに提出された書類を基に入所調整を行います。

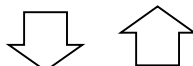


入所内定



内定なかった場合

内定なかった場合はお知らせの上、ご希望に応じて再度調整を行います。



面接・健康診断等

- 4月1日入所申込で内定の方には、内定通知書と一緒に面接・健康診断等の日時のお知らせを保育所等から郵送します。
 - 途中入所申込で内定の方には、内定後に保育所等から連絡があります。その後、面接・健康診断等の日程調整を行っていただきます。
- ※面接、健診の結果、集団生活が困難であると判断された場合は入所できないことがあります。



入所承諾（決定）



入所



保育料決定

課税資料に基づき保育料を決定し、保育所等を通じてお知らせします。※概ね入所月の20日頃（月下旬に入所した場合は入所日以降）のお渡しとなります。納付書でお支払いの場合は、納付書も一緒にお渡しします。



入所に際しての注意事項

- ✧ 申込内容と事実が異なる場合は、入所決定を取り消すことがあります。
- ✧ 申込(申請)内容に変更がある場合(住所・世帯の状況、入所事由、保育必要量など)は、すぐに届出が必要です。必ず鳥取市または保育所等へ届出をしてください(電子申請で届出ができます)。なお、就労状況等を適宜調査し、入所資格に該当しなくなった場合には退所となります。
- ✧ 日常生活において医療的ケアが必要な児童は、事前に幼児保育課または入所を希望する保育所等に必ずご相談ください。
- ✧ 入所を希望する児童に疾病・障がいがある場合、保育所等での集団生活が可能かどうか担当医師の意見書の提出及び事前の面接を行う場合があります。
- ✧ 求職活動を理由とした認定は、児童1人につき同年度内に2回までとします。ただし、1回目の求職活動を理由とした認定と2回目の求職活動を理由とした認定の間に、求職活動以外を理由とした認定を受ける必要があります。
また、3月末で求職活動を理由とした認定が終了する場合に、引き続き4月に求職活動を理由とした認定を受けることはできません。

例1) 1, 2, 3月の認定が求職活動 → 4月は求職活動の認定を受けることはできません。
例2) 3, 4, 5月の認定が求職活動 → 4, 5月は年度内1回目の求職活動の認定となります。
- ✧ 既に入所している児童の保護者が育児休業を取得された場合は、届出のうえ出産2年後の月末までは継続入所が可能です。なお、既に入所している児童が就学前(年長児)である場合、出産2年後の月末を経過した後についても継続入所が可能です。
- ✧ 入所には、児童および保護者が市内に居住している必要があります。入所中の方であっても、市外に転出した場合には、継続入所はできませんので退所となります。
- ✧ 利用開始後、自己都合等により年度途中で利用施設を変えること(転園)は、転居の理由により通うことが著しく困難な場合(例: 青谷町から用瀬町への転居)を除き、原則として認められません。なお、4月1日の申込に限り、転園が可能です。
また、育児休業中の転園も認められません。
- ✧ 転園が決定した場合、「お子さんが納得しない」、「転園先で延長保育が受けられない」等いかなる理由があっても元の園には戻れません。転園による空きに対しては、併せて次の入園者の利用調整を行っています。よくご検討の上、申込みを行ってください。



保育料及び副食費について



① 3歳未満児の保育料の算定について

保育料は、父母の市町村民税額の合計額をもとに算定します。ただし、父母の1年間の収入が少なく父母のみの生計で成り立っていないとみなした場合(年間収入が103万円未満の場合)、同居している祖父母等のうち最多収入者(家計の主宰者)を含めて算定します。

※同一住所にお住まいの方は世帯分離をしていても同居の扱いとします。

(例：お住まいが「母屋・離れの関係」や「二世帯住宅」など)

また、9月が保育料の切り替え時期となり、4月～8月は前年度市町村民税、9月～翌年3月は当年度市町村民税をもとに算定します。

② 保育料の算定に必要な書類

鳥取市で市町村民税額について確認をさせていただきますので、書類の提出は必要ありません。

ただし、税額が確認できない方につきましては、下記の書類が必要となりますので、別途ご連絡いたします。

【転入者または保護者が市外に居住している場合】

項目		提出書類	発行先
令和8年4～8月の保育料算定に必要な書類	令和7年1月1日現在で鳥取市に住民登録がない方	令和6年分確定申告書の控え (受付されたことがわかるもの)	—
	※いずれか一通	令和7年度所得課税証明書 令和7年度市町村民税特別徴収税額の通知書 令和7年度市町村民税納税通知書	令和7年1月1日現在住所があった市町村
令和8年9月～令和9年3月の保育料算定に必要な書類	令和8年1月1日現在で鳥取市に住民登録がない方	令和7年分確定申告書の控え (受付されたことがわかるもの)	—
	※いずれか一通	令和8年度所得課税証明書 令和8年度市町村民税特別徴収税額の通知書 令和8年度市町村民税納税通知書	令和8年1月1日現在住所があった市町村

【きょうだい幼稚園等に在園している場合】

入所希望児童より年上のきょうだい(就学前児童に限る)が、鳥取大学附属幼稚園または障がい児通園施設等に在園されている場合は、幼稚園等の在園証明書を提出してください。きょうだいを保育所等入所児童とみなし、保育料が減額されます。

【入所希望児童と同一世帯に障がい者がいる場合】

入所希望児童の属する世帯に、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方及び特別児童扶養手当の支給対象児または国民年金の障害基礎年金等の受給者がおられる場合は、受給が確認できる書類(手帳のコピー等)を提出してください。

③ 3歳以上児の保育料については無料となりますが、免除対象児童を除き、副食費が実費徴収されます。

④ 3歳以上児の副食費の免除判定について

副食費は、年収360万円未満相当の世帯の児童及び年収360万円以上相当の世帯に属する第3子以降の児童が免除となります。副食費の免除の判定は、上記②をもとに、鳥取市幼児保育課が判定を行い、対象者には、免除のお知らせを配布します。

保育料及び給食費の支払いについて

保育所の保育料のお支払は、口座振替又は納付書払いとなります。口座振替の手続きは、「鳥取市口座振替依頼書」を金融機関に提出してください。毎月15日までに金融機関に申し込みいただきますと、翌月の請求より口座引落となります。なお、「鳥取市口座振替依頼書」は、各保育所・金融機関で配布しています。変更・解約の場合には、再度、金融機関でお手続きが必要です。また、納付書払いの場合には、金融機関のほか、納期限内に限り、コンビニエンスストアでもお支払いいただけます。

保育所以外の施設(認定こども園、地域型保育事業)は、納付方法や納期限が異なりますので、各施設へご確認ください。

給食費については、各園が実費として徴収を行いますので、徴収額、徴収方法等については、各園へお尋ねください。

令和8年度 鳥取市保育料金額表（2号・3号認定）

◎3歳未満児の保育料

児童が属する世帯の階層区分				保育料（月額）		
階 層		定 義		保育標準時間	保育短時間	
A		生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0 円	0 円	
B1		A階層を除き、市町村民税が非課税の世帯	ひとり親世帯等	0 円	0 円	
B2				0 円	0 円	
C1		48,600 円未満 （均等割のみの場合を含む）	ひとり親世帯等	5,750 円	5,550 円	
C2				13,600 円	12,900 円	
D1	a	市町村民 税所得割 課税額が 次の区分 に該当す る世帯	48,600 円以上 57,700 円 未満	ひとり親世帯等	5,750 円	5,550 円
	b				19,200 円	18,200 円
D2			a	57,700 円以上 72,800 円 未満	ひとり親世帯等	5,750 円
	b		19,200 円			18,200 円
D3	a		72,800 円以上 77,101 円 未満	ひとり親世帯等	7,150 円	6,900 円
	b				23,800 円	22,600 円
D4			77,101 円以上 97,000 円未満		23,800 円	22,600 円
D5			97,000 円以上 133,000 円未満		28,000 円	26,600 円
D6			133,000 円以上 169,000 円未満		34,000 円	32,300 円
D7			169,000 円以上 235,000 円未満		40,000 円	38,000 円
D8			235,000 円以上 301,000 円未満		46,000 円	43,700 円
			301,000 円以上 397,000 円未満		52,000 円	49,400 円
			397,000 円以上		58,000 円	55,100 円

《留意事項》

児童の年齢は、4月1日付けの年齢で年度内の保育料を決定しますので、年度の途中で誕生日を迎えて年齢が3歳になっても保育料の変更はありません。

《保育料金額表の見方》

- この表の「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けた者と同居している世帯、特別児童扶養手当の支給対象児と同居している世帯、国民年金の障害基礎年金等の受給者と同居している世帯をいいます。
なお、ひとり親世帯等で市町村民税所得割課税額が77,101円未満である世帯の保育料は、第2子以降無料となります。
- 市町村民税が非課税の世帯の保育料は無料です。
- 同一世帯の第3子以降の保育料は、市町村民税の額にかかわらず無料となります。
- 同一世帯から2人以上入所している場合の保育料は、最年長児（1人目）が3歳以上児の場合、2人目は全額分の1/2負担、最年長児（1人目）が3歳未満児の場合は、1人目は全額負担、2人目は全額分の1/5負担となります。ただし、市町村民税所得割課税額が57,700円未満である世帯の2人目は、最年長児の年齢区分にかかわらず無料となります。
- 保育所等入所児童のきょうだい（就学前児童に限る）が幼稚園に在園又は障がい児通園施設等を利用している場合、きょうだいを保育所等入所児童とみなし保育料は④のとおり算定します。
- 市町村民税所得割課税額が57,700円未満で児童が2人以上いる世帯は、第1子が保育所等に入所していない場合であっても第2子の保育料は半額となります。

《保育料の算定根拠について》

- この表の階層決定のための世帯の定義欄に掲げる税額は、児童と生計を一にしている父母の税額を合算した額です。ただし、児童と同一世帯で生計を一にしている父母以外の扶養義務者が家計の主宰者である場合は、その税額を含めます。
- 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄附金控除による控除前の額となります。

《保育料の算定等について》

- 保育料算定のための書類の提出がない場合、暫定的に最高階層（D8階層）の保育料で決定し、提出後、当該年度の保育料改定時期に遡って見直しを行います。
- 月途中で保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の変更事由が生じた場合は、事由発生月の翌月（事由発生月の前月に変更申請をされた場合は、当該事由発生月）から保育料、認定とも変更します。

延長保育について

保護者の就労等、やむを得ない事情のため利用可能時間以外の保育が必要と認められる場合は、延長保育を利用できます。実施施設につきましては、保育所等一覧をご覧ください。

区 分	時 間	延長保育料	
		保育料階層	金 額
延長保育A	午後 6 時から 閉所時間まで	A階層	0 円
		B階層	月 2 回まで 1 回 250 円 月 3 回以上は一律月 600 円 ※回数は延長保育Aのみ
		C、D階層	月 7 回まで 1 回 250 円 月 8 回以上は一律月 3,000 円 ※回数は延長保育Aのみ
延長保育B 【短時間保育のみ】	開所時間から 午前 8 時 30 分まで	A階層	0 円
		B階層	月 2 回まで 1 回 150 円 月 3 回以上は一律月 400 円 ※回数は延長保育Bと延長保育Cの合計
延長保育C 【短時間保育のみ】	午後 4 時 30 分から 午後 6 時まで	C階層	月 4 回まで 1 回 150 円 月 5 回以上は一律月 700 円 ※回数は延長保育Bと延長保育Cの合計
		D階層	1 回 150 円

- ・延長保育の利用は、事前に施設へ申込みが必要です。
- ・延長保育Aの開始時間及び延長保育Cの終了時間は、施設により異なる場合がありますので、あらかじめ施設にご確認ください。
- ・各種軽減により毎月の保育料が無料になる場合であっても保育料階層に応じて上記の延長保育料は必要となりますのでご注意ください。
- 3 歳以上児についても、11ページの市町村民税額の区分に応じた延長保育料が必要です。
- ・土曜日の開所時間が午前中だけの施設は、土曜日は延長保育Bの延長保育料はかかりません。
- ・同じ日に延長保育A、延長保育B、延長保育Cを利用される場合もそれぞれ延長保育料が必要です。

休所・退所について

① 保育所等を長期に休む場合

保育所等を長期に休む場合は最長で 1 か月までとします。ただし、下の子の里帰り出産と入所児童の入院に伴う休所は最長で 3 か月までとします。

※下の子の里帰り出産に伴う休所の場合は、休所期間中に下の子の出産日が含まれる必要があります。

※入所児童の入院に伴う休所の場合は、休所期間中に入院開始日が含まれる必要があります。

なお、1 か月未満であっても長期休所（目安として 2 週間を超える）となる場合は、必ず保育所等にご連絡ください。また、休所中でも保育料をお支払いいただくこととなります。

1 か月(里帰り出産と入所児童の入院の場合、3 か月)以上休所が続く場合、家庭での保育が可能と判断し、退所となります(認定こども園では 1 号認定に変更することで退所とならない場合もあります)。

② 退所する場合

保育所等を退所する場合は、退所することが確定した時点で速やかに退所届を保育所等を通じて提出してください。提出がない場合は、そのまま在籍していたものとみなし、通っていない期間も保育料をお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。



その他のサービスについて

～保育所等に在籍していない児童が対象のサービス～

◇ 一時預かり

保護者の就労や病気、冠婚葬祭やボランティア、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等、様々な理由により1週間に3日を限度として一時的にお預かりするサービスで、市内10施設で実施しています。

【対象児童】市内在住で、保育所、幼稚園等に在籍していない小学校就学前の児童です。

【利用料】1人当たり

区 分		3歳未満児	3歳以上児
1日利用		2,000 円	1,300 円
半日利用	給食あり	1,300 円	900 円
	給食なし	1,000 円	600 円

※「半日利用」とは午後0時30分まで又は午後0時30分以後のいずれかの方の利用をいい、「1日利用」とは半日利用以外の利用をいいます。

※半日利用について、ミルクの提供がある場合、給食ありの利用料となります。

※きょうだいで同時に利用する場合、2人目以降の利用料は半額となります（鳥取市在住の方のみ）。

◇ こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)

全ての子育て家庭に対し、働き方やライフスタイルにかかわらず形で支援をするための事業です。

【対象児童】保育所等に在籍していない生後6か月から満3歳未満のこどもです。

【利用料等】各施設で設定された利用料・給食費等が必要となります。

【利用時間】平日9時～16時（月10時間を上限）

※実施施設により、利用時間が異なる場合があります。

～主に保育所等に在籍している児童が対象のサービス～

◇ 休日保育

日曜、祝日に保護者の就労等の事情により家庭で保育ができない場合に預けることができます。事前の登録が必要ですので、利用を希望される場合は、実施施設へ直接お申し込みください。

【実施施設】わかばこども園 ※実施施設は変更となる場合があります。

【利用料】休日保育を利用する代わりに平日通っている保育園等の保育施設をお休みされる場合は無料（それ以外は1回2,000円）

◇ 病児・病後児保育

病気回復期等にあるため集団保育が困難な児童で、安静の確保に配慮する必要があり、かつ保護者の仕事の都合など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児をおこなう事が困難な期間について、一時的にお預かりするものです。

【実施施設】

●病児保育

- ・せいきょう子どもクリニック病児保育室キッズルームこぐま
- ・病児保育室とくよしさかえまち
- ・病児保育室とくよしこやま
- ・コモド第三保育園瓦町

●病後児保育

- ・鳥取市立病院にじっこルーム
- ・すくすく保育園病後児支援センターかもめ

※詳細は、鳥取市公式ウェブサイト「延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育事業について」のページをご参照ください。



保育所等一覧

開所時間には延長保育時間を含んでいます。

※この表の内容は、令和8年4月時点のもので、変更となる場合がございます。

【保育所】

	保育所名	電 話	所在地	定員	受入れ年齢	開所時間		延長 保育(A)	一時 預かり	支援 センター	誰でも 通園
						平日	土曜日				
鳥取市立	賀露保育園	0857-28-1344	賀露町北二丁目2-15	140	生後4か月～	7:30 ～ 18:00	～18:00				
	美保保育園	0857-22-6291	吉成二丁目13-8	200	生後4か月～	7:00 ～ 19:30	～18:00	○		○	
	みたから保育園	0857-22-4245	寿町501	90	生後4か月～	7:00 ～ 19:30	～18:00	○			
	富桑保育園	0857-22-6209	行徳三丁目705-1	140	生後4か月～	7:00 ～ 19:30	～18:00	○			○
	倉田保育園	0857-53-1373	八坂169-1	50	生後4か月～	7:00 ～ 19:00	～18:00	○			
	美和保育園	0857-53-2645	上味野545	100	生後4か月～	7:30 ～ 18:00	～18:00				○
	湖南保育園	0857-57-0116	松原419-2	50	生後4か月～	7:30 ～ 18:00	～18:00				
	白ゆり保育園	0857-22-5712	面影一丁目8-16	80	生後4か月～	7:30 ～ 18:00	～18:00				
	豊実保育園	0857-22-4974	野坂927	50	生後4か月～	7:30 ～ 18:00	～18:00				
	千代保育園	0857-23-7049	江津730	100	生後4か月～	7:00 ～ 19:30	～18:00	○			
	みやこ保育園	0857-24-8530	国府町中郷895	130	生後4か月～	7:00 ～ 19:00	～18:00	○			
	さつき保育園	0857-24-8529	国府町谷15-2	55	生後4か月～	7:00 ～ 19:00	～12:30	○			○
	福部保育園 ※¹	0857-75-2053	福部町海士345-1	90	生後4か月～4歳	7:00 ～ 19:00	～18:00	○		○	
	河原保育園 ※¹	0858-85-2750	河原町長瀬48-1	130	生後4か月～4歳	7:00 ～ 19:00	～18:00	○	○	○	
	西郷保育園	0858-85-2633	河原町牛戸13-1	30	生後4か月～	7:30 ～ 18:00	合同保育 ※²				
	ひかり保育園	0857-82-0508	気高町宝木937	90	生後4か月～	7:00 ～ 19:00	～18:00	○	○		○
	浜村保育園	0857-82-0101	気高町八幡388-1	190	生後4か月～	7:00 ～ 19:00	～18:00	○		○	
	こじか保育園 ※¹	0857-84-2251	鹿野町鹿野583-3	45	生後57日目～2歳	7:00 ～ 19:00	～18:00	○	○	○	
	すくすく保育園	0857-85-0430	青谷町青谷604	150	生後57日目～	7:00 ～ 19:00	～18:00	○	○	○	
	もちがせ保育園	0858-87-3600	用瀬町別府808	100	生後4か月～	7:00 ～ 19:00	～18:00	○	○	○	
公設 民営	白兔保育園	0857-59-1144	伏野193-5	70	生後57日目～	7:00 ～ 19:00	～18:00	○			○
私立	賀露みどり保育園	0857-28-1278	賀露町南四丁目10-3	70	生後57日目～	7:00 ～ 18:30	～18:00	○			
	浜坂保育園	0857-27-7878	浜坂六丁目4-18	100	生後4か月～	7:00 ～ 19:00	～18:30	○			○
	めくみ保育園	0857-27-1310	吉方町一丁目201	140	生後57日目～	7:00 ～ 19:00	～19:00	○	○		
	とうごう保育園	0857-53-1321	西今在家205-1	20	生後4か月～	7:30 ～ 18:00	合同保育 ※³		○		
	浜坂江津クローバー保育園	0857-30-7222	江津1258	65	生後2か月～	7:30 ～ 18:30	～18:30				○

※¹ 福部、河原保育園は5歳になる年度末まで、こじか保育園につきましては3歳になる年度末までの受入れとなります。

希望すれば翌年度は幼稚園部門へ進級できます（入園料・保育料等のしくみが異なります）。

※² 西郷保育園の土曜保育については、河原保育園での合同保育となります。

※³ とうごう保育園の土曜保育については、まっほこども園での合同保育となります（12:30までの利用となります）。

【小規模保育事業】

	事業所名	電 話	所在地	定員	受入れ年齢	開所時間		延長 保育(A)	一時 預かり	支援 センター	誰でも 通園
						平日	土曜日				
私立	コモド第一保育園	0857-50-1160	末広温泉町132	12	生後57日目～2歳	7:30 ～ 18:30	～13:00				
	アートチャイルドケア 湖山くれよん保育園	0857-30-5875	湖山町北一丁目435	12	生後6か月～2歳	7:30 ～ 19:30	～12:00	○			○
	ニチキッズ鳥取駅南保育園	0857-39-7566	興南町113-2 自然堂ビル1F	12	生後57日目～2歳	7:30 ～ 19:30	～18:30	○			
	コモド第二保育園湖山	0857-30-6702	湖山町東三丁目1	12	生後57日目～2歳	7:30 ～ 18:30	合同保育 ※⁴				
	ニチキッズ富安保育園	0857-36-8555	富安二丁目35 鶏鳴学園ビル2F	12	生後57日目～2歳	7:30 ～ 19:30	～18:30	○			
	アートチャイルドケア 北園くれよん保育園	0857-30-4351	覚寺61-4	12	生後6か月～2歳	7:30 ～ 19:30	～12:00	○			○
	ニチキッズ吉成保育園	0857-36-9622	吉成255-1	19	生後57日目～2歳	7:30 ～ 19:30	～18:30	○			
	ひかりのこ保育園	0857-30-5425	湖山町北六丁目334-2	18	生後6か月～2歳	7:30 ～ 19:00	～12:00	○			
	コモド第三保育園瓦町	0857-50-0616	瓦町261番地	12	生後57日目～2歳	7:30 ～ 18:30	合同保育 ※⁴				
	ゆりかご保育園	0857-28-6806	湖山町北五丁目167	8	生後4か月～2歳	7:30 ～ 18:30	～13:30				
	保育園TOMORU	0857-32-8517	大覚寺15-5	12	生後8週～2歳	7:30 ～ 19:00	～19:00※⁵	○			○

※⁴ コモド第二保育園湖山とコモド第三保育園瓦町の土曜保育については、コモド第一保育園での合同保育となります。

※⁵ 保育園TOMORUの土曜保育については、令和8年5月からこども園かけるでの合同保育となる予定です。

保育所等一覧

開所時間には延長保育時間を含んでいます。

※この表の内容は、令和8年4月時点のもので、変更となる場合がございます。

【幼保連携型認定こども園】（1号認定〈幼稚園籍〉の入所手続きは、直接施設へお問い合わせください。）

	事業所名	電 話	所在地	2・3号 定員	受入れ年齢	開所時間		延長 保育(A)	一時 預かり	支援 センター	誰でも 通園
						平日	土曜日				
私立	さくら幼稚園・さくら保育園	0857-23-4818	桜谷347	239	生後4か月～	7:00 ～ 19:00	～18:00	○			
	ひかりこども園	0857-28-3101	湖山町北三丁目405	120	生後6か月～	7:00 ～ 19:00	～19:00	○			
	鳥取第四幼稚園	0857-51-8780	的場151	150	生後7か月～	7:30 ～ 19:00	～18:00	○			
	鳥取第二幼稚園	0857-25-5525	西品治856	140	生後7か月～	7:30 ～ 19:00	～18:00	○			
	稲葉幼稚園・稲葉保育園	0857-26-5656	滝山449-1	90	満1歳～	7:30 ～ 19:00	～18:00	○			○
	鳥取みどり園	0857-22-2662	立川町五丁目417	130	生後57日目～	7:00 ～ 19:00	～19:00	○		○	
	わかば台こども園	0857-52-6126	若葉台南二丁目205-2	85	生後57日目～	7:00 ～ 19:00	～19:00	○			○
	こども園かける	0857-22-5855	立川町五丁目260番地6	168	生後6か月～	7:30 ～ 19:00	～19:00	○			○
	鳥取第三幼稚園	0857-23-3305	浜坂三丁目16-3	80	生後7か月～	7:30 ～ 19:00	～18:00	○			
	さとにこども園	0857-28-4392	里仁28	135	生後57日目～	7:00 ～ 19:00	～19:00	○		○	○
	むつみこども園	0857-22-5004	二階町四丁目201	185	生後57日目～	7:00 ～ 19:00	～19:00	○			○
	かんろこども園	0857-22-6529	立川町六丁目172	185	生後57日目～	7:00 ～ 19:00	～19:00	○			○
	わかばこども園	0857-22-2559	吉方温泉一丁目322	105	生後57日目～	7:00 ～ 19:00	～19:00	○			○
	大正こども園	0857-22-6289	徳尾134-1	137	生後57日目～	7:00 ～ 19:00	～19:00	○			○
	城北こども園	0857-54-1911	青葉町三丁目121-1	150	生後4か月～	7:00 ～ 19:30	～18:00	○	○	○	○
	こやまこども園	0857-28-1573	湖山町南一丁目825	115	生後57日目～	7:00 ～ 19:00	～18:00	○			○
	ついのこども園	0857-51-8227	津ノ井246-1	95	生後57日目～	7:00 ～ 19:00	～19:00	○			
	まつほこども園	0857-28-0474	布勢91-1	150	生後57日目～	7:00 ～ 19:00	～19:00	○	○		
	あすなろ久松こども園	0857-36-3636	東町一丁目208	100	生後57日目～	7:00 ～ 19:00	～18:00	○			
	鳥取あすなろこども園	0857-23-3565	江津571-2	160	生後57日目～	7:00 ～ 19:00	～18:00	○			
	のぞみこども園	0857-53-4250	数津94-8	115	生後57日目～	7:00 ～ 19:00	～19:00	○			
	よねさとこども園	0857-53-0411	中大路49-1	95	生後57日目～	7:00 ～ 19:00	～19:00	○			○
	鳥取第一幼稚園	0857-22-5502	吉方温泉一丁目620番地1	80	生後7か月～	7:30 ～ 19:00	～18:00	○			

【保育所型認定こども園】（1号認定〈幼稚園籍〉の入所手続きは、直接施設へお問い合わせください。）

	事業所名	電 話	所在地	2・3号 定員	受入れ年齢	開所時間		延長 保育(A)	一時 預かり	支援 センター	誰でも 通園
						平日	土曜日				
私立	とっとり まなびや園	0857-38-3218	千代水二丁目50	226	生後57日目～	7:00 ～ 18:30	～18:00	○			
	よしなり まなびや園	0857-30-6636	吉成713	138	生後57日目～	7:00 ～ 18:30	～18:00	○			

【幼稚園型認定こども園】（1号認定〈幼稚園籍〉の入所手続きは、直接施設へお問い合わせください。）

	事業所名	電 話	所在地	2号 定員	受入れ年齢	開所時間		延長 保育(A)	一時 預かり	支援 センター	誰でも 通園
						平日	土曜日				
私立	鳥取第五幼稚園	0857-59-1177	美萩野二丁目233	20	満3歳～	7:30 ～ 19:00	合同保育 ※6	○			

※6 鳥取第五幼稚園の土曜保育については、鳥取第二幼稚園での合同保育となります。

【地方裁量型認定こども園】（1号認定〈幼稚園籍〉の入所手続きは、直接施設へお問い合わせください。）

	事業所名	電 話	所在地	2・3号 定員	受入れ年齢	開所時間		延長 保育(A)	一時 預かり	支援 センター	誰でも 通園
						平日	土曜日				
私立	認定こども園ばっか	0858-72-2468	吉成二丁目246番地4	15	2歳～	7:30 ～ 18:30	～18:30				

～ここdeサーチ～

知りたい地域の認定こども園や保育所、幼稚園などの情報を、お住まいの地域や最寄り駅などから検索することができます。施設の詳細が地図情報とあわせて閲覧できます。

【URL】<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>

【二次元コード】



《施設の概要》

- ◆保育所は、保護者が就労や病気等のため、保育を必要とする児童を保護者にかわって保育をする施設です。保育所を利用するには、「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。
- ◆小規模保育事業所は、保護者が就労や病気等のため、保育を必要とする0～2歳児を対象に定員19人以下で保育をする施設です。小規模保育事業所を利用するには、「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。
- ◆認定こども園は、保育所と幼稚園の機能や特徴を併せ持つ施設です。3～5歳児は、保護者が働いているいないに関わらず、教育・保育を一緒に受けられる施設です。認定区分（教育時間認定・保育認定）によって利用できる時間が異なる場合があります。0～2歳児は、「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。
- ◆幼稚園は、3～5歳児を対象に幼児教育を行う施設です。保護者が働いているいないに関わらず、利用することができます。

お問い合わせ先

鳥取市健康こども部こども家庭局幼児保育課入所認定係 0857-30-8457

〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4（駅南庁舎1階4番窓口）

国府町総合支所市民福祉課	0857-30-8654	福部町総合支所市民福祉課	0857-30-8664
河原町総合支所市民福祉課	0858-71-1724	用瀬町総合支所市民福祉課	0858-71-1894
佐治町総合支所市民福祉課	0858-71-1914	気高町総合支所市民福祉課	0857-30-8674
鹿野町総合支所市民福祉課	0857-30-8684	青谷町総合支所市民福祉課	0857-30-8694

